

介護サービス事業者の 業務管理体制の整備について

新潟市福祉部 福祉監査課

1. 介護保険事業者における
業務管理体制の整備と届け出先
2. 業務管理体制の整備
3. 事業者・法令遵守責任者の責務
4. 新潟市の確認検査体制
5. 事業者の本部等への立入検査等
6. 指定取消事案と連座制

1. 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届け出先

○ 平成21年5月に施行された改正介護保険法により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所(施設)の数に応じ定められています。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることが必要です。

【業務管理体制整備の内容】

	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査
法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備
		法令遵守責任者の選任
20未満	20以上100未満	100以上
指定又は許可を受けている事業所(施設)数 (みなし事業所を除く)		

【届出先】

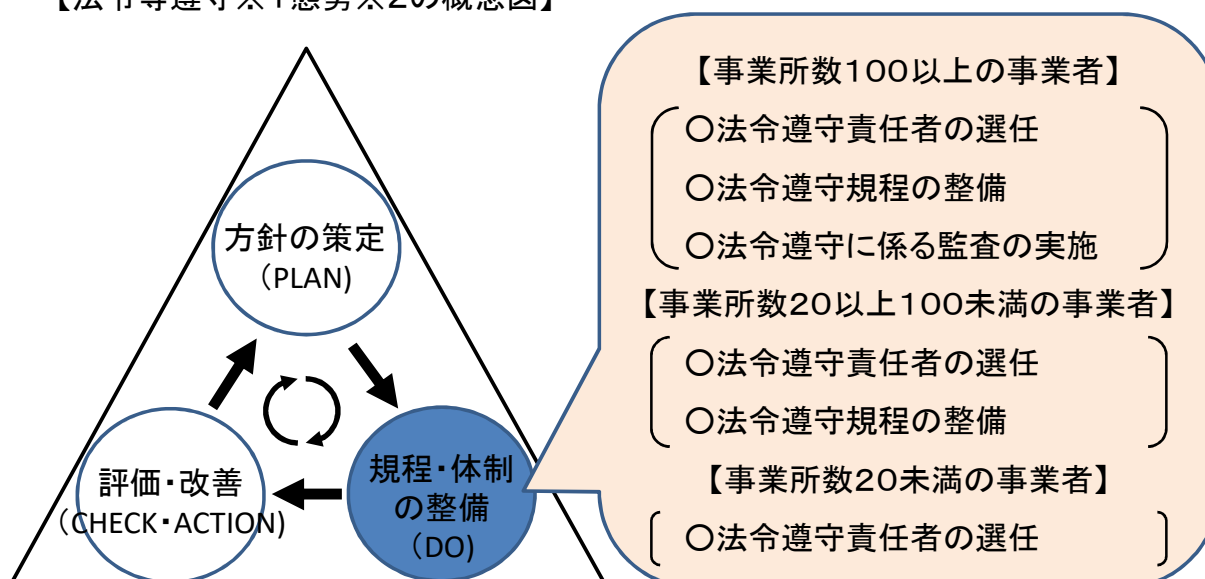
区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以上の地方厚生局管轄区域の所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	③を除く市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

注) みなし事業所は、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。

2. 業務管理体制の整備

○ 業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

【法令等遵守※1態勢※2の概念図】



※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

3. 事業者・法令遵守責任者の責務

(1) 事業者の責務

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたもの

→ 事業者自らが、法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかなど、自己点検を行うことが必要

(2) 法令遵守責任者の責務

事業者内において、業務管理体制を整備・運用する上での中心的役割を担う者（資格・要件等について、法令等による定めなし）

→ 介護保険法、基準条例・通知等の内容に精通した法務担当の責任者であり、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定

4. 新潟市の確認検査体制

(1) 検査形態

①一般検査

書面検査を基本とし、必要に応じて実地検査を実施
おおむね6年に1回実施

②特別検査

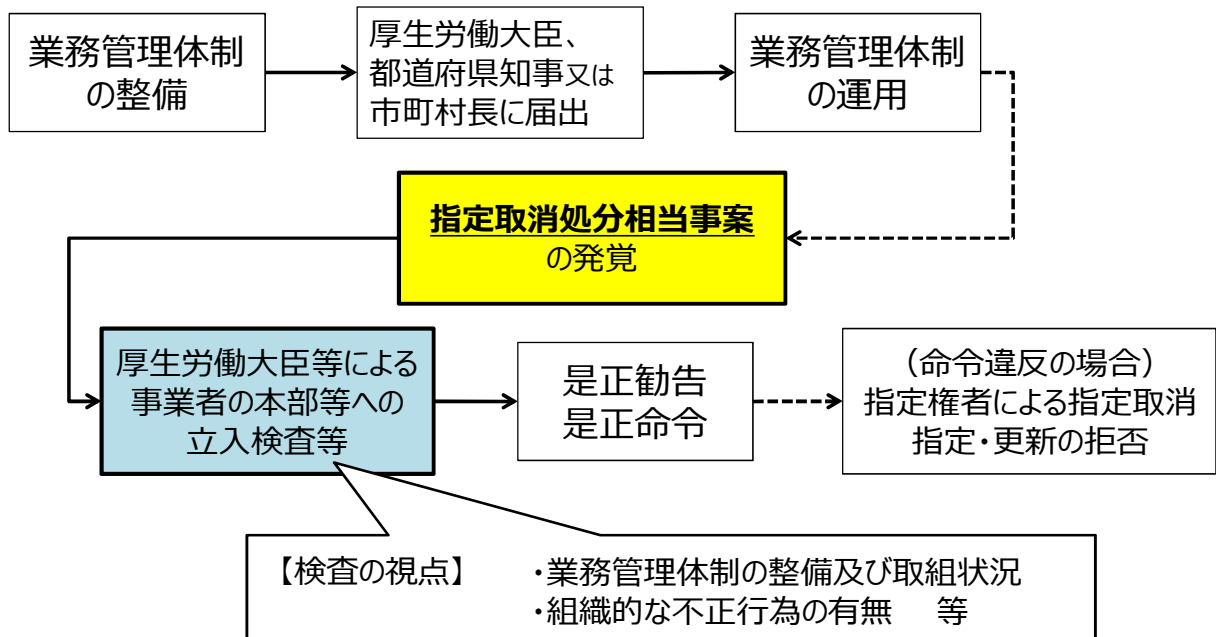
指定事業所等の**指定取消処分相当事案**が発覚した場合に、事業者本部等へ立入検査を実施

(2) 検査の視点

- ・事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制の整備状況
 - ・指定取消処分相当事案への組織的関与の有無
- 事業者自ら問題点の改善を図るよう意識付け
⇒ 必要に応じて是正勧告を行い、是正されないときは改善命令を行う

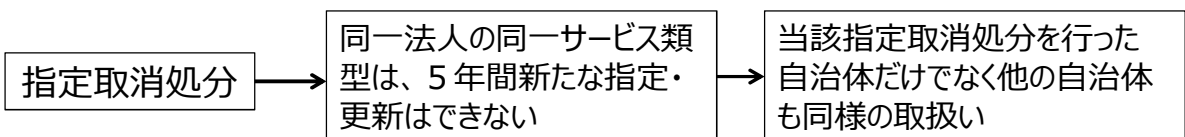
5. 事業者の本部等への立入検査等

- 業務管理体制の整備状況や、事業者の不正行為への組織的関与の有無等を確認するため、厚生労働省・都道府県等は事業者に対する報告徴収や、事業者の本社、事業所等に立入検査を行います。

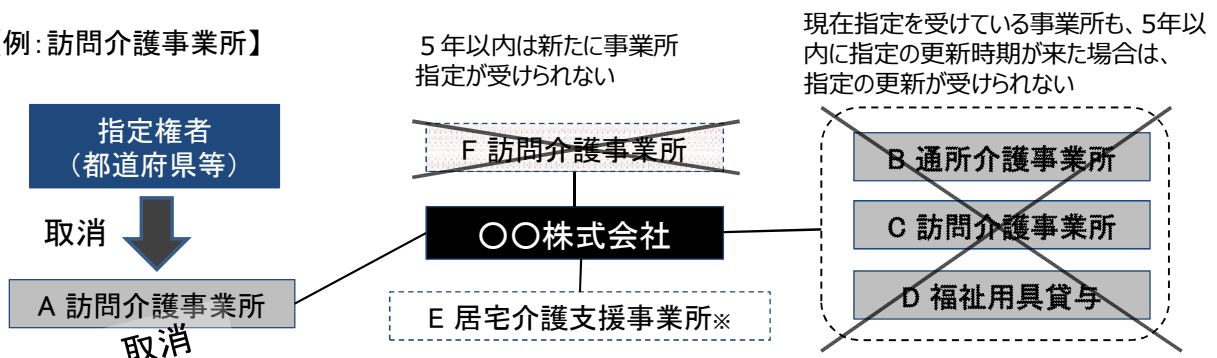


6. 指定取消事案と連座制

- 不正等の行為により指定取消処分を受けた事業所(者)について役員等の組織的関与が認められた場合、組織の連座制として、指定取消日から5年間を経過するまで、同一法人が経営する同一サービスタイプの事業所において新規指定・更新が受けられなくなります。
- ※指定取消処分を行った当該都道府県だけでなく、他の都道府県に所在する事業所(同一サービスタイプ)も新規指定・更新が受けられなくなります。
- ※「役員等」には、事業所を管理する者(管理者)も含まれます。



【例: 訪問介護事業所】



※E 居宅介護支援事業所は同一サービスタイプでないので「新たに事業所指定」は受けられる。

(参考)

介護保険法第115条の32第1項(抜粋)

指定居宅サービス事業者、……（以下「介護サービス事業者」という。）は、第74条第6項、……に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

介護保険法施行規則第140条の39

法第115条の32第1項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- ①指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が1以上20未満の事業者
法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)の選任をすること。
- ②指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が20以上100未満の事業者
法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- ③指定又は許可を受けている事業所又は施設の数が100以上の事業者
法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。